



九都県市合同防災訓練で非常食の炊き出し訓練を実施

イベントでの赤十字活動の啓発(そうさ農業まつり会場)



「赤十字奉仕団」

人・社会への貢献を目指して

多岐にわたる赤十字のボランティア活動の中心を担うのが「赤十字奉仕団」です。住みよい地域社会を作ろうと、本市では「千葉県匝瑳市赤十字奉仕団」が活動しています。

赤十字奉仕団の活動

赤十字奉仕団は、赤十字の目指す人道を広めるため、自治体が主催する行事へ積極的に参加してさまざまなボランティア活動を行っています。

◆主な活動

- 防災訓練への参加
- 献血の呼び掛け
- イベントなどでの啓発
- 基礎的な知識・技術を身に付ける研修会への参加
- 社資募集活動への参加

～赤十字奉仕団員の信条～

- 全ての人々の幸せを願う
- 陰の力となって人々に奉仕する
- 常に工夫して人々のためにより良い奉仕ができるように努める
- 身近な奉仕を広げ、全ての人々と手をつないで、世界の平和に尽くす

若い人も気軽に参加を

防災への関心が高まる中で、赤十字奉仕団の活動も一層重要になってきています。活動を通じて学んだことはいざという時に役立ちます。まずは見に来ていただいて、お子さん連れでも構わないので、若い人にも気軽に参加してもらいたいと思います。



匝瑳市赤十字奉仕団 伊橋 良子 委員長

団員を募集します

奉仕団が行うボランティア活動に興味がある市民を募集しています。

「人間の命と健康・尊厳を守る」という使命の下、ぜひ一緒に活動してみませんか。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

福祉課社会福祉班

☎73・0096

税の申告書は

3月15日までに提出しましょう

平成29年分の市・県民税の申告や所得税などの確定申告の受け付けは、3月15日(木)までです。

期間間近は窓口が混み合います。申告書などを正しく作成し、早めの提出をしてください。

◆郵送による受け付け

作成済みの申告書の提出は郵送でも受け付けています。種類により下記まで送付してください。

【市・県民税申告書】〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2 匝瑳市役所税務課

【所得税などの確定申告書】〒288-8666 銚子市栄町2丁目1番地1号 銚子税務署

※申告書控えに収受印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入)を同封してください。

◆申告相談の日程

期間…3月15日(木)までの9時～12時、13時～16時(土・日曜日を除く)

場所…市民ふれあいセンター、野栄総合支所

※「日曜申告相談」を11日(日)に実施します。会場は市民ふれあいセンターです。

《相談時のお願い》

●譲渡所得のあった人や消費税申告は、銚子税務署に相談してください。●申告書の作成アドバイスを受ける人は、申告書、印鑑、証明書などの必要書類、電卓、筆記具を持参してください。●医療費控除のある人は、領収書の集計を、事業所得や不動産所得などがある人は、売上額や仕入れ額、経費などの集計を事前に済ませておいてください。

《問い合わせ先》

○市・県民税の申告…税務課市民税班 ☎73-0087

○所得税、消費税の申告…銚子税務署 ☎0479-22-1571

医療費控除の特例制度

セルフメディケーション税制



29年分の申告から、スイッチOTC医薬品の購入費用が年間12,000円を超える場合、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)により、最大控除額88,000円が受けられるようになりました。なお、従来の医療費控除とどちらか一方を選択することになります。

制度の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

— お詫び —

本紙2月号に掲載した「セルフメディケーション税制」の記事に関して、申告期間間際の紹介となってしまったこととお詫びいたします。税制情報に関する周知について、今後、適切な時期に実施するよう努めてまいります。

くらしの情報

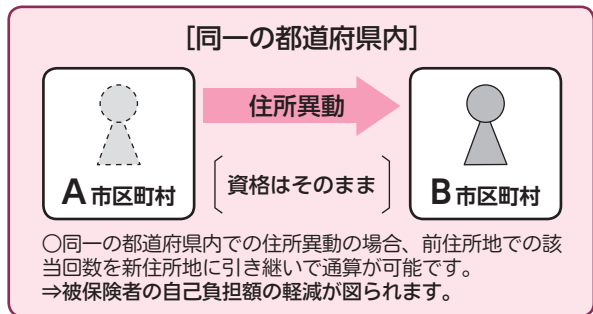
◆高額療養費「多数回該当」の通算方法が変更され、自己負担額の軽減が図られます

【これまで】



○住所異動に伴って高額療養費の「多数回該当」の引き継ぎはできませんでした。

【今年4月から】



○同一の都道府県内での住所異動の場合、前住所地での該当回数を新住所地に引き継いで通算が可能です。
→被保険者の自己負担額の軽減が図られます。

■「高額療養費制度」 医療費の家計への負担が重くならないようにするもので、1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、年齢や所得に応じて定められた限度額を超えると、その分が支給される制度です。

関市民課国保年金班
☎73・0086

4月から国保制度が変わります

県が運営の主体に

現在は市区町村ごとに運営を行っている国民健康保険（国保）制度が改正され、安定的な財政運営や効率的な事業の実施など制度の安定化に向けて、平成30年4月から運営の中心的な主体として都道府県が加わります。

◆主な変更点

- ①運営主体は都道府県
新制度では、財政運営の責任主体が県となります。各市町村は、県が市町村ごとに提示した標準保険料率を参考に保険料率を決定し、被保険者から保険税（料）を徴収して
- ②資格管理
新制度では、これまで市町村ごとに行っていた被保険者の資格管理を県単位で行います。このため、被保険者が県内の他の市町村へ住所異動した場合でも、資格の喪失や新

県に納めます。

たな取得が生じません（異動後に新たな保険証の発行は必要です）。市町村では保険証の交付など身近な資格管理を行います。

③高額療養費の多数回該当

高額療養費の支給が1年間のうちに4回以上あった場合（多数回該当）に自己負担の限度額が低くなりますが、これまででは他の市町村に住所異動した場合は資格喪失のためこの該当回数を通算することができませんでした。新制度では、県内の住所異動は資格喪失とならないため、世帯としての継続性が保たれていれば該当回数を通算できます（＝上図）。

◆制度改正のメリット

自己負担額の軽減：制度改正後は、同一の都道府県内での住所異動の場合、高額療養費の多数回該当が通算されるため、被保険者の自己負担の軽減が図られます。

手続きなどはこれまで通り：各種届出や申請の手続きなどは、引き続き市町村を窓口として実施します。保険税（料）の納付先や医療機関の受診方法も変わりありません。

障がい者（児）の各種手当

受給には申請が必要です

次の各種手当を受けるには申請が必要です。申請に当たっては、障がい程度の審査や所得による制限があります。手続き方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがある、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者向けの手当です。

◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがある、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児向けの手当です。

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①もしくは②に該当する

障がい者、またはその人を介護する同居の家族1人に支給する手当です。

- ①20歳以上の在宅の重度知的障がい者（療育手帳記載の障がい程度が「A」の1から「A」の2までのいずれかの人）
- ②20歳以上65歳未満の在宅の寝たきり身体障がい者（6か月以上常に寝たきりで、日常生活のほとんどに介護を要する身体障害者手帳の所有者）

※この手当は、特別障害者手当の受給者や介護保険法による保険給付（年度通算7日以内の短期利用を除く）を受けた人、またはその人を介護する同居家族は対象外です。
関福祉課障害福祉班 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3111

国民健康保険

保険証が更新されます

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）は、3月末が有効期限です。

新しい被保険者証は、3月中に世帯ごとに簡易書留で送付します。

《臓器提供の意思表示欄》

被保険者証裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けています。個人情報保護シールは市役所1階市民課と野栄総合支所で配布しています。

関市民課国保年金班

☎73-0086